

○香芝市産後ケア事業実施要綱

令和4年4月1日

要綱・通知

保健センター

(趣旨)

第1条 この要綱は、家族等から産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行うことで、育児不安の解消及び安心して子育てができる支援体制の確保を図るとともに、子どもの虐待の未然防止を目的として実施する香芝市産後ケア事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、香芝市とする。

2 前条の目的を達成するために、次の各号の要件を満たす母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2第1項第1号に規定する施設(以下「事業者」という。)に事業を委託するものとする。

- (1) 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第7条の4に規定する基準を満たしていること。
- (2) 事業に従事する助産師、保健師又は看護師(以下「助産師等」という。)を1名以上配置し、事業の実施体制が確保できること。ただし、ショートステイ(宿泊型)については、1名以上の助産師等を24時間体制で配置すること。
- (3) 利用者に対する食事の提供ができること。
- (4) 第4条に規定する事業内容を提供できること。
- (5) 香芝市と連携及び調整を行うことができること。

(対象者)

第3条 事業の利用対象者は、香芝市内に住所を有する産後1年未満の母と乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市が保健指導の観点から面談を行い、事業の利用が適当と認めたものとする。

- (1) 産後に母の心身の不調がある者
- (2) 育児等に不安があり、育児に関する相談、指導等の心理的支援が必要な者
- (3) 家族等から産後の支援が得られない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が事業の利用対象者とすることが必要であると認めるときは、その者を利用対象者とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、事業を利用することができない。

- (1) 感染性疾患に罹患している者
- (2) 入院又は加療を要する状態で、事業の利用に支障がある者

(事業内容)

第4条 事業は、市が作成する支援計画に基づき、母子に対して心身のケア又は育児サポートを行うため、次の各号に掲げる対象のサービス区分ごとに、当該各号に掲げる支援を行うこととする。

(1) ショートステイ(宿泊型) 母子を宿泊させ、次に掲げる支援を実施する。

- イ 産婦の身体的ケア及び保健指導
- ロ 産婦の心理的ケア
- ハ 適切な授乳実施に向けた指導及びケア(乳房マッサージを含む。)
- ニ 育児についての具体的な指導
- ホ 産婦に対する療養上の世話及び育児サポート等
- ヘ その他必要な保健指導及び情報提供

(2) デイケア(通所型) 母子を日帰りで施設利用させ、前号イからへまでに掲げる支援を実施する。

(利用日数)

第5条 事業の利用日数は、ショートステイ(宿泊型)及びデイケア(通所型)の利用日数を合算して7日を限度とする。この場合において、ショートステイ(宿泊型)の利用については、利用の初日及び最終日をそれぞれ1日とし、デイケア(通所型)の利用については、1回を1日とする。

(利用期間)

第6条 ショートステイ(宿泊型)とデイケア(通所型)の利用期間は、産後1年未満とする。

(実施日時等)

第7条 ショートステイ(宿泊型)の実施時間、実施日及び休業日については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施時間 午前10時から翌日午前10時までの間で実施するものとする。ただし、利用者の希望を踏まえて事業者が実施時間を変更することができる。
- (2) 実施日及び休業日 事業者の施設運営基準に準ずることとする。

2 デイケア(通所型)の実施時間、実施日及び休業日については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施時間 午前10時から午後4時までの間で実施するものとする。ただし、利用者の希望を踏まえて事業者が実施時間を変更することができる。

(2) 実施日及び休業日 事業者の施設運営基準に準ずることとする。

(利用の申請)

第8条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、香芝市産後ケア事業利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、体調不良、入院、交通手段がないことその他市長がやむを得ない事情があると認めるときは、口頭で申し込むことができる。この場合において、申請者は、後日関係書類を添えて市長へ提出するものとする。

3 当該年度(当該年度の課税状況が判明しない場合にあっては、前年度)の市町村民税が非課税である世帯(以下「非課税世帯」という。)及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯(以下「生活保護世帯」という。)は、市長にこれを証する書類を提出しなければならない。ただし、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(利用承認及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の世帯の養育状況(申請者が香芝市産後ケア事業利用申請書(第1号様式)により、非課税世帯又は生活保護世帯に該当すると申請した場合は、養育状況及び課税状況又は生活保護受給の有無)を調査し、利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を香芝市産後ケア事業利用承認通知書(第2号様式)又は香芝市産後ケア事業利用不承認通知書(第3号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を承認した場合は、香芝市産後ケア事業利用依頼書(第4号様式)に香芝市産後ケア事業利用申請書(第1号様式)の写しを添えて、速やかに事業者に依頼するものとする。

3 当該事業者は、サービス開始前にサービスの利用を承認された利用者(以下「利用者」という。)に、その利用に係る説明等を行わなければならない。

(自己負担額等)

第10条 利用者は、事業者が定める額から別表に定める市負担額を差し引いた額(以下「自己負担額」という。)及び食事に要する費用を負担しなければならない。

2 自己負担額及び食事に要する費用は、事業者に対し、直接支払うものとする。

(変更の申請等)

第11条 利用者は、第8条の規定により申請した事項に変更が生じた場合又はサービスの利用の中止を希望する場合は、当該利用日の前々日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。以下「年末年始」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、年末年始、日曜日又は土曜日でない日）の午後5時までに香芝市産後ケア事業利用変更届(第5号様式)を市長に提出するとともに、速やかに事業者連絡しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更又は中止の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を香芝市産後ケア事業利用変更・中止承認通知書(第6号様式)又は香芝市産後ケア事業利用変更・中止不承認通知書(第7号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

3 事業者は、第1項に規定する期日までに利用者から連絡がないまま利用の変更又は中止をされた場合は、利用者に対し、ショートステイについては3,000円、デイケアについては1,500円を上限として請求することができる。

(利用承認の取消し又は停止)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すことができる。

(1) 利用者が、虚偽の申込みその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) 利用者が、利用目的に反する行為をしたとき。

(3) 利用者が、施設管理者の指示に従わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が産後ケア事業の利用を不適切と認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を停止することができる。

(1) 施設において感染症、災害その他の事由が発生し、利用に適さなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が産後ケア事業の利用を不適切と認めるとき。

(不当利得の徴収)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業の利用にかかる費用の全額を事業者を支払わなければならない。

(1) 偽りその他不正な手段により事業を利用したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(実施結果の報告)

第14条 事業者は、支援を終了した場合は、香芝市産後ケア事業実施結果報告書(第8号様

式)を作成し、市長に報告するものとする。

- 2 事業者は、産後ケア終了後も継続的に支援が必要な利用者について、香芝市と情報交換を行う等により、連携するものとする。

(委託料の請求)

第15条 事業者は、香芝市産後ケア事業の委託料について、香芝市産後ケア事業委託料請求書(第9号様式)を作成し、香芝市産後ケア事業実施結果報告書(第8号様式)を添えて、当月分を翌月10日までに市長に請求するものとする。

(委託料の支払)

第16条 市長は、前条の規定に基づき委託料の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託料を支払うものとする。

(研修の実施)

第17条 事業者は、産後ケア事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施させ、又は受講させ、資質向上に努めるものとする。

(帳票類の整備等)

第18条 事業者は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

- 2 市長は、事業者に対し、帳票類等の提出、サービス内容の確認その他必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

第19条 事業者は、帳票類を5年間保存しなければならない。この場合において保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

- 2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断又は溶解処理等を確実に実施するものとする。

(事業内容の改善)

第20条 市長は、事業の適正な実施を図り、良質なサービスを提供するため、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	階層区分	市負担額	
		基本額	多胎加算（2人目以降の乳児1人当たり）
ショートステイ （宿泊型） 1泊	課税世帯	45,900円	15,300円
	非課税世帯 生活保護世帯	50,150円	16,700円
デイケア （通所型） 6時間	課税世帯	18,450円	7,650円
	非課税世帯 生活保護世帯	20,150円	8,350円

備考 この表において「課税世帯」とは、非課税世帯及び生活保護世帯を除いた世帯をいう。